

平成29年第1回隠岐の島町議会会議録

開 会（開議） 平成29年3月13日（月）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番 西尾 幸太郎	6番 平田 文夫	12番 米澤 壽重
2番 池田 賢治	7番 齋藤 幸廣	13番 遠藤 義光
3番 安部 大助	9番 齋藤 昭一	14番 池田 信博
4番 石橋 雄一	10番 石田 茂春	15番 福田 晃
5番 前田 芳樹	11番 高宮 陽一	16番 安部 和子

1. 欠席議員

8番 小野 昌士

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 池田 高世偉	定住対策課長 鳥井 登
副町長 大庭 孝久	農林水産課長 佐々木 千明
教育長 村尾 秀信	上下水道課長 田中 秀喜
総務課長 八幡 哲	建設課長 山崎 龍一
会計管理者 池田 賢一	大規模事業課長 河北 尚夫
企画財政課長 渡部 誠	総務学校教育課長 池田 茂良
税務課長 藤木 正英	生涯学習課長補佐 近藤 勝志
町民課長 名越 玲子	五箇支所長補佐 金坂 賢一
福祉課長 長田 栄	都万支所長 春木 茂正
保健課長 平田 芳春	布施支所長 大上 一郎
環境課長補佐 原 秀人	企画財政課長補佐 石田 寛弥
観光課長 吉田 隆	総務課長補佐 野津 千秋

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

1. 町長追加提出議案の題目

議 第 55号 隠岐の島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議 第 56号 隠岐の島町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議 第 57号 隠岐の島町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議 第 58号 隠岐の島町特別会計条例の一部を改正する条例

議 第 59号 隠岐の島町簡易水道事業財政調整基金条例を廃止する条例

議 第 60号 工事請負変更契約の締結について〔屋内温水プール大規模改修工事（建築主体）〕

議 第 61号 工事請負変更契約の締結について〔屋内温水プール大規模改修工事（機械設備）〕

同意第 1号 隠岐の島町監査委員の選任同意について

議事の経過

○議長（高宮陽一）

おはようございます。ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 町長追加提出議案の上程

「町長追加提出議案上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長追加提出議案の議第55号「隠岐の島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」から、同意第1号「隠岐の島町監査委員の選任同意について」までの8件を一括して議題といたします。

日 程 第 2. 提案理由の説明

ただ今議題となりました8件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

○番外（町長池田高世偉）

本日、追加提案をいたしました諸議案について、ご説明を申し上げます。

まず、議第 55 号から議第 57 号までの条例改正についてご説明いたします。

議第 55 号の「隠岐の島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、議第 56 号の「隠岐の島町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」、議第 57 号の「隠岐の島町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。また、「隠岐航路・航空路旅客運賃助成事業」の実施に伴い、隠岐・出雲間の航空路利用に関しまして運賃減額支給規定を加える必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 58 号の「隠岐の島町特別会計条例の一部を改正する条例」につきましては、簡易水道事業の上水道事業への統合に伴い、「隠岐の島町簡易水道事業特別会計」を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 59 号の「隠岐の島町簡易水道事業財政調整基金条例を廃止する条例」についてであります。また、簡易水道事業の上水道事業への統合に伴いまして同基金条例を廃止するものであります。

次に、議第 60 号の「工事請負変更契約の締結について〔屋内温水プール大規模改修工事（建築主体）〕」についてであります。また、工場製作物である屋根材及び外壁材の製作が遅れ、工期内に施工できないため、工期延長につきまして工事請負変更契約を締結いたしたく議決を求めるものであります。

次に、議第 61 号「工事請負変更契約の締結について〔屋内温水プール大規模改修工事（機械設備）〕」についてであります。また、同時施工の建築主体工事が工期延長となりますことから、これに合わせる必要が生じたため、工期延長につきまして工事請負変更契約を締結いたしたく議決を求めるものであります。

次に、同意第 1 号「隠岐の島町監査委員の選任同意について」であります。また、本町監査委員のうち識見を有する者のうちから選任される委員が、1 月 1 日以降、不在となっておりますことから、嶽野正弘氏を選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。なお、嶽野氏におきましては、本年 3 月 31 日をもって隠岐島後森林組合を退職する予定であります。

以上、8 件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高宮陽一）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

日 程 第 3. 質 疑

「質疑」を行います。

補足説明があればお願いします。

番外：中林生涯学習課長

○番外（生涯学習課長 中 林 眞）

私の方から、議第 60 号「工事請負変更契約の締結について〔屋内温水プール大規模改修工事（建築工事）〕」について説明をさせていただきます。

先ほど町長の方から説明をさせていただきましたように、工場製作物、屋根材二重折版といいまして、二重となっておりますその間に入れて保温効果を高める、そういったものでございます。こちらの方の工場製作物に対して、外壁材と併せて製作が立て込んでいまして、これが工期内施工できないということで、今回工事期間を2か月間延期させていただきたいということです。工期につきましては、6 ページのとおり、当初ですと竣工が 29 年 3 月 27 日でしたが、5 月 31 日約 2 か月の遅れとなります。本来ですとこれについては初日にご説明を申し上げるべきでした。補正予算の繰越明許費であっております、にもかかわらず本議案につきまして追加提案となりましたのは、私の不手際ということでその点につきまして深くお詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

続きまして、7 ページの議第 61 号「工事請負変更契約の締結について〔屋内温水プール大規模改修工事（機械設備）〕」についてご説明をさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、先ほど説明をさせていただきましたように、建築主体工事が工期延長となり、機械設備も建築主体と密接に関係していることから併せて同じ工期とさせていただきたいということです。以上説明をさせていただきました。

○議長（高 宮 陽 一）

他に補足説明がないようでしたら、以上で補足説明を終わります。

では質疑がありましたらお願いをいたします。

9 番：齋藤昭一 議員

○9 番（齋 藤 昭 一）

1 ページの、議会議員の議員報酬及び費用弁償のところは、もうちょっと内容を説明してもらえたらいいかと思いますが。

○番外（総務課長 八 幡 哲）

今回の議会議員及び三役、職員の旅費に関する条例改正ですが、資料をご覧いただきたいと思ひます。3 ページです。基本的に議会議員、三役の旅費については「職員の条例の例による」ということで細かい規定がありませんので。別表の表の改正になっておりますので。議第 57 号の職員の旅費に関する条例の改正について、ご説明を申し上げます。航空運賃につきましては、条例の中で謳われておりました。従前は 11 条の 2 に、「航空運賃の額は航空会社の定めた片道運賃の額による」と規定しておりました、別表の中には入っていませんでしたという状況です。今回新たに 11 条の 2 を、「航空運賃の額は別表第 1 の定額による」というふうにして今回条例を改めさせてもらって、別表の中に航空運賃という項目を設けて、航空会社の定めた運賃ということをごここに規定をさせていただきました。それによりまして、4 ページの備考の 3 ですが、昨年までは船賃だけの規定になっておりましたが、今回船賃の後に航空運賃というのを入れておきますし、別表の中に、今回航空運賃等を謳っておきますので 2 行目の後半のところ、前項の規定の前に「別表第 1」というものを今回追加をさせていただいて助成事業になる場合は今回助成額を減額した額を支給するというごことで、今回改正をさせていただきます。この表の改正については議会議員及び三役についても同じように改正をさせていただきます。

○9 番（ 齋 藤 昭 一 ）

そうしますと、例えば航空会社の定めた運賃というのは、隠岐・出雲間が確か 13,200 円、離島割引運賃の 9,800 円、そうじゃなくて基本の 13,200 円という金額をあげているということですか。往復で買うと割引運賃になりますが、そういうことを言っているんですかね。それと車賃というのはバスのことですか、何のことですか。

○番外（ 総務課長 八 幡 哲 ）

航空会社が定めた運賃ということですので、13,000 円いくらかの額になります。車賃はバスでございます。

○議長（ 高 宮 陽 一 ）

失礼しました。私の配慮が足りず、議案ごとに進めてまいります。

始めに、1 ページの議第 55 号について質疑はありますか。

（ 「なし」の声を確認 ）

次に、議第 56 号、ありませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

次に、議第 57 号、ありませんか。条例の一部改正です。

(「なし」 の声を確認)

次に、議第 58 号、ありませんか。

(「なし」 の声を確認)

次に、議第 59 号、ありませんか。

2番：池田賢治 議員

○2番 (池田賢治)

基金条例で積立金がありますが、これはどういうふう to 処理されますか。

○番外 (上下水道課長 田中秀喜)

現在基金については 500 数十万円ございます。これについては今年度中に取り崩して簡水の赤字補てん、一般会計からの繰入金として補填する予定であります。

○議長 (高宮陽一)

他にございませんか。

(「なし」 の声を確認)

次に、議第 60 号、温水プールの建築主体の変更です。ありませんか。

1番：西尾幸太郎 議員

○1番 (西尾幸太郎)

所管にはなるのですが、この工事の延長が必要だと分かったのはいつの時点ですか。

○番外 (生涯学習課長 中林真)

今2週間に一度、工程管理会、打ち合せ会を行っております。詳細は後ほど回答させていただきますが、2月上旬の工程会議において、厳しいということが判明したと記憶しております。

○1番 (西尾幸太郎)

今回、工期が延長になれば、初日に補正対応した休業補償についても4月以降分が発生してくると思います。初日の補正も個人的には不満に思っていて、運営会社からすれば営業の売り上げが立たないところで2月部分に関して少なくとも職員の給料等の支払いが発生するわけです。売り上げのないところで持ち出すので財務状況的には非常に厳しいものがあるのかなど。今回も同じようなことが言えて、4月、5月と。今当初予算の審議中なので、タイミング的には微妙なんです。それに対しても早急に休業補償の対応をしなければ会社の財務的な問題が起こってくる可能性もありますので、その辺の配慮が必要かなと思うんですが。その辺の今後の方針はどのように考えているのかお伺いします。

○番外（生涯学習課長 中 林 真）

議員仰せのとおりでして、指定管理者でありますMIしまねさんとは、密に協議を図りながら現在進めているところではございますが、非常に配慮すべき点だということを私も思っておりまして、4月、5月の休業補償につきましては、新年度における指定管理費の方で措置をしたいと考えておりまして、積算等の準備をしなければいけないというふうに認識はしております。しかしながら、5月末の工期としておりますが、プールの営業再開が完了前にある程度目途が立てば、休業期間はなるべく短くしたいと考えておりまして、MIしまねと密に連絡を取りながら進めてまいりたいと考えております。

○1番（西尾 幸太郎）

2月、3月の休業補償部分の補正で条件等はある程度MIしまねさんとの間で整っているのかなと思いますし、基本的には5月いっぱいの休業補償で、予算を組んでおいて日割りの計算とか、先方との話し合いで決めるかと思いますが、すぐに休業補償の執行ができる体制を整えておくというのが大事かと思いますが、その辺りの考えをお聞かせください。

○番外（生涯学習課長 中 林 真）

基本的には当初予算には上がっていません。当初予算作成時に判明してなかったことから、最短では6月補正になるかと思えます。しかしながら指定管理費については元々当初予算に計上しているものですから、期割りでお支払いするような形になってますから、その辺で調整ができるものと考えています。

○議長（高宮 陽一）

他にございませんか。

10番：石田茂春 議員

○10番（石田 茂春）

所管であります。利用者は3月いっぱいと聞いていますが、延期で5月末までということ。利用者に対してどういう周知をしていますか。

○番外（生涯学習課長 中 林 真）

議会で工期延長について承認を得ておりませんので今の段階では一般住民には周知ができていません。今後議案が承認していただけたら、ただちに指定管理者の方と早急に利用者に対してダイレクトメールで周知をするという形を図る計画としておりまして、併せて広報等でも周知をしたいと考えています。

○議長（高宮 陽一）

他にございませんか。

(「なし」 の声を確認)

では次に、議第 61 号について質疑はございますか。

(「なし」 の声を確認)

次に、同意第 1 号「監査委員の選任同意について」質疑はございますか。

(「なし」 の声を確認)

以上で、「質疑」を終わります。

日 程 第 4. 議案の委員会付託

「議案の委員会付託」を議題とします。

会期初日に提出されました町長提出議案の、議第 13 号から議第 33 号までの 21 件及び議第 38 号から議第 54 号までの 17 件、計 38 件並びに本日提出されました議案の同意案件を除く 7 件、計 45 件について、お手元に配付の「議案付託表」のとおり、予算特別委員会及び所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、議案 45 件は、「議案付託表」のとおり、各常任委員会及びに予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日 程 第 5. 休会について

「休会について」を議題といたします。

お諮りします。

3 月 14 日、15 日、16 日は、常任委員会及び特別委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

次の本会議は、3 月 17 日に開催し、委員長報告、討論、採決などを行います。

本日は、これにて散会します。

(散 会 宣 告 9 時 5 2 分)